

徳島市立木工会館

指定管理者募集要項

平成23年8月

徳島市経済部経済政策課

【目 次】

	頁
第 1 募集の目的	1
第 2 管理運営業務に関する事項	1
1 施設の概要	1
2 管理の基準	1
3 業務の範囲	2
4 指定期間	2
5 指定管理料基準額	2
6 利用料金	2
7 事業報告及びセルフモニタリング	2
8 事業の継続が困難となったとき等の措置	3
9 情報管理と情報公開	3
第 3 募集に関する事項	3
1 募集及び選定スケジュール	3
2 申請者の資格	4
3 管理運営にあたっての条件	5
4 募集要項等の公開及び配布の期間	5
5 現地説明会の開催	5
6 募集内容等に係る質問の受付	5
7 申請書類及び作成要領	6
8 申請書類の提出	6
第 4 選定及び指定に関する事項	7
1 審査日程	7
2 審査基準	7
3 選定方法	7
4 選定結果の通知及び公表	8
5 留意事項	8
6 指定管理者の指定	8
7 協定の締結	8
第 5 その他の事項	8
1 申請書類等の取り扱い	8
2 費用負担	9
3 納税義務	9
4 申請書提出後の辞退	9
5 問合せ先及び申請書提出先	9

徳島市立木工会館指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島市立木工会館（以下「木工会館」という。）は、徳島の木工等特産工芸（以下「地場産業」という。）の振興を図ることを目的に設立された施設です。今後、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応できるよう、木工会館の管理運営に努めていかなければなりません。

徳島市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第2条及び徳島市立木工会館条例（昭和56年徳島市条例第39号。以下「木工会館条例」という。）第3条の規定に基づき、平成24年4月からの木工会館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 管理運営業務に関する事項

1 施設の概要

名称	徳島市立木工会館
所在地	徳島市福島1丁目8番22号
開館日	昭和57年3月
施設規模	敷地面積 2,829.98㎡ 延床面積 3,134.92㎡
建物構造	事務棟 鉄筋コンクリート4階建て 展示棟 鉄筋コンクリート2階建て
施設内容	貸出施設 事務棟3階 会議室3室（各42㎡） 展示棟2階 多目的ホール（412.8㎡） 事務棟1階 交流室（84㎡） 入居団体 事務棟2階 財団法人徳島市地場産業振興協会 事務棟2階 徳島県唐木仏壇協同組合連合会 事務棟3階 徳島県木竹工業協同組合連合会 事務棟4階 株式会社アワード 駐車場 23台分
その他	入居団体の使用部分、事務棟1階の研修室2室と資料室及び事務棟4階の会議室3室については、目的外使用とする。

2 管理の基準

木工会館条例及び木工会館条例施行規則において、供用時間等に関する規定があります。その詳細を含め、その他の遵守すべき事項及び関係法令等については、別紙資料「徳島市立木工会館管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載しています。

3 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細な内容については要求水準書を参照してください。

各種製品の展示、催し、研修及び会合等のための施設の供用に関すること。

情報の収集及び提供に関すること。

木工会館の利用承諾に関する業務

木工会館の維持管理に関する業務

企画展等開催事業及び情報資料室整備事業の実施

その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。(5年間)

なお、指定期間内であっても、指定管理者の業務を継続することができないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 指定管理料基準額

指定管理者は、木工会館の施設及び附属設備の利用料金収入と市からの指定管理料をもって、木工会館の管理運営業務を行うものとします。

指定管理料については、これまでの実績を基にして、年間の管理運営経費から利用料金収入等を差引きして算出した一定の基準額を設定しています。この基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料基準額は、年額21,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)です。

最終的に、指定管理料については、申請に際して事業計画書に記載した管理運営経費の額を基本として、市と指定管理者が締結する協定により決定します。詳細は、要求水準書を参照してください。

6 利用料金

木工会館の利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用します。したがって、施設の利用料金収入は、木工会館条例第8条第4項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受することができます。

なお、指定管理者は、施設の利用促進及び利用者へのサービス向上といった観点を踏まえ、木工会館条例で定める額を上限とし、市長の承認を得て利用料金の設定をすることになります。

また、利用料金の減額又は免除については、木工会館条例第9条の規定に基づくものとし、新たに減免基準を設定する場合は、市長の承認を得て設定してください。

7 事業報告及びセルフモニタリング

市が指定管理者による施設の適正な管理運営状況を確認するため、指定管理者は事業報告書を提出し、セルフモニタリングを実施します。詳細については、要求水準書

を参照してください。

8 業務の継続が困難となったとき等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になったとき又はそのおそれが生じたときは、速やかに市に報告しなければなりません。そのときの措置については次のとおりです。

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になるおそれが生じたときは、市は指定管理者に対して改善措置等の指示を行い、期間を定めて改善計画書の提出及びその実施を求めることができます。

指定管理者がその期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止の命令ができるものとしします。

指定管理者が倒産(解散)し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなどして、業務の継続が困難と認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

上記の若しくはにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止されたときは、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

不可抗力その他、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行います。一定期間内に協議が整わないときは、市は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしします。

上記の指定の取消し、業務停止の命令、又は協定の解除が行われたときは、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく木工会館の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

9 情報管理と情報公開

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第14条(秘密保持の義務)及び同15条(情報公開)の規定に基づき、情報の管理及び公開について取り扱うものとしします。詳細については、要求水準書を参照してください。

第3 募集に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

募集要項等の公開・配布	平成23年8月1日～9月16日
現地説明会の受付	平成23年8月1日～8月18日
現地説明会	平成23年8月23日
質問の受付	平成23年8月15日～8月26日
質問への回答(ホームページ上で回答)	随時
申請書類の受付	平成23年9月1日～9月16日
審査選定	平成23年10月上旬～中旬
選定結果の通知及び公表(ホームページ)	平成23年11月1日

市議会での指定議案の議決	平成23年12月下旬
指定管理者の指定の通知	平成23年12月下旬
指定管理者の指定の告示	平成23年12月28日
基本協定の締結	平成24年1月
事務引継等	平成24年2月
年度協定の締結	平成24年3月
管理運営業務開始	平成24年4月1日～

2 申請者の資格

指定管理者の募集に申請できる者は、要求水準書に記載する法令等を遵守し、かつ、指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる、のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、代表者（法人等）がの要件を満たすとともに、すべての構成員がの要件を満たす必要があります。

徳島県内に主たる事業所（本店）を置く法人等であること。

法人等及び代表者が、次の事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 地方自治法（昭和22年法律第49号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ウ 市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止又は指名回避の措置を受けている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154条）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続の申立てがなされた者
- カ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- キ 法人等若しくは参加グループの構成団体であつて、他の参加グループの構成団体である者又は二つ以上の提案を行う者
- ク 労働基準法等労働者使用関連法令を遵守していない者
- ケ 徳島市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第3条第2項の規定に該当する者
- コ 役員（法人等の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (エ) 暴力団の構成員等

3 管理運営にあたっての条件

指定管理者は、利用者へのサービス向上、経営の効率化に努め、公の施設として次に掲げる条件に従って適切な管理運営を図るものとします。

地方自治法、木工会館条例等を遵守しなければなりません。

労働基準法その他の労働関係法令を遵守しなければなりません。

施設利用者に対して、公平・公正な取扱いをしなければなりません。

徳島市個人情報保護条例等の趣旨に沿い、管理運営業務を通じて取得した個人情報その他の情報は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止を図るとともに、適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

その他市長が定める条件

なお、条件等についての詳細は、要求水準書を参照してください。

4 募集要項等の公開及び配布の期間

募集要項は、平成23年8月1日(月)から市のホームページに掲載します。

また、募集要項等関係書類は、経済部経済政策課の窓口において、平成23年8月1日(月)から9月16日(金)まで配布します。(8時30分から17時まで。ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)

5 現地説明会の開催

開催日時：平成23年8月23日(火)14時から。(受付は、13時30分から。)

集合場所：徳島市立木工会館1階 交流室

参加資格：本要項中「第3.募集に関する事項 2.申請者の資格」を満たす法人等又は参加グループに所属する者とします。

参加申込：現地説明会参加申込書(様式1)により、必要事項を記入の上、持参又は郵送により経済政策課まで申し込んでください。持参の場合の受付時間は、8時30分から17時まで。(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)

申込締切：平成23年8月18日(木)17時必着

留意事項：指定管理者の募集に申請予定の方は、必ず現地説明会に参加してください。1法人等又は1参加グループの参加人数については、制限することがあります。

6 募集内容等に係る質問の受付

受付期間：平成23年8月15日（月）から平成23年8月26日（金）17時必着

質問方法：質問書（様式2）により、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで経済政策課あてにお送りください。ただし、質問者は、本要項中「第3．募集に関する事項 2．申請者の資格」を満たす法人等又は参加グループに所属する者としてします。

回答方法：回答は個別通知をせず、随時、市のホームページにおいて、質問を公開して回答する予定です。

7 申請書類及び作成要領

別紙「徳島市立木工会館指定管理者募集様式集」の、「申請書類の作成要領」及び「申請書類及び添付書類一覧表」のとおりとし、正本1部及び副本10部を提出してください。

また、申請書類のうち事業計画書（様式12-1から12-13）については、その内容を記録した電子媒体（CD-ROM）1枚を併せて提出してください。

8 申請書類の提出

申請書類の受付

- ア 受付期間：平成23年9月1日（木）から平成23年9月16日（金）までの間とし、8時30分から17時までとします。（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 受付場所：徳島市役所 経済部 経済政策課
（徳島市幸町2丁目5番地 市役所本館3階）
- ウ 受付方法：申請書類一式を、持参により提出してください。
郵送、FAX、電子メールでの受付はいたしません。

提出書類

- | | |
|----------------------------|----------|
| ア 指定管理者指定申請書 | （様式3-1） |
| イ 指定管理者指定申請者連絡先 | （様式3-2） |
| ウ 誓約書 | （様式5） |
| エ 参加グループ構成法人等届（参加グループの場合） | （様式6） |
| オ 参加グループ協定書（参加グループの場合） | （様式7） |
| カ 委任状（参加グループの場合） | （様式8） |
| キ 法人等概要書 | （様式9） |
| ク 法人等役員一覧 | （様式10） |
| ケ 法人等の主要業務実績一覧 | （様式11） |
| コ 事業計画書（施設の管理運営方針） | （様式12-1） |
| サ 事業計画書（利用者ニーズの把握・分析と利用促進） | （様式12-2） |
| シ 事業計画書（自主事業） | （様式12-3） |
| ス 事業計画書（適正な維持管理） | （様式12-4） |

セ	事業計画書（収支計画書）	（様式 1 2 - 5）
ソ	事業計画書（管理運営体制等）	（様式 1 2 - 6）
タ	事業計画書（職員体制）	（様式 1 2 - 7）
チ	事業計画書（協力法人一覧）	（様式 1 2 - 8）
ツ	事業計画書（地域への貢献）	（様式 1 2 - 9）
テ	事業計画書（地域との連携）	（様式 1 2 - 1 0）
ト	事業計画書（危機管理）	（様式 1 2 - 1 1）
ナ	事業計画書（環境への配慮）	（様式 1 2 - 1 2）
ニ	事業計画書（総括表）	（様式 1 2 - 1 3）
ヌ	その他添付書類	

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

(イ) 当該法人の登記簿謄本等

(ウ) 法人等の経営状態が分かる書類（直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書ほか）

(エ) 市税等の滞納がないことが分かる書類（直近 3 事業年度分の納税証明書等）

(オ) その他市長が特に必要と認める書類

第 4 選定及び指定に関する事項

1 審査日程

審査は、平成 2 3 年 1 0 月上旬～中旬を予定しています。

2 審査基準

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に定める選定基準に基づき、総合的に判断します。なお、審査基準の項目、配点等については、要求水準書を参照してください。

3 選定方法

指定管理者となるべき候補者（以下「指定候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式とし、徳島市立木工会館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、一次審査として、提出書類による申請資格、提案内容等の事前審査を行い、要件を満たす者を対象に、二次審査として、申請者によるプレゼンテーションを実施し、点数の合計が最も高い申請者を選定することを原則とします。また、申請者が 1 団体であった場合においても、選定委員会を開催するものとします。

選定委員会は、学識経験者 1 名、公認会計士 1 名、専門家 1 名、本市職員 2 名の計 5 名で構成します。なお、選定委員会の会議については、非公開とします。

市は、選定委員会より選定結果の報告を受けた優秀者を優先交渉権者とし、両者の間で協議を行います。協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止す

ることとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行い選定します。

4 選定結果の通知及び公表

指定候補者の選定結果は、審査を受けた法人等又は参加グループの全てに対して、平成23年11月1日（火）に文書により通知します。

また、市のホームページにおいて、指定候補者に選定した法人等又は参加グループの名称、選定理由などの審査結果を公表します。

5 留意事項

申請者が次に掲げる項目に該当したときは、失格とします。

ア 申請書類に虚偽の記載があったとき

イ 指定管理者の申請要件を満たしていないことが判明したとき

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者としての業務を行うことについてふさわしくないと市が認めたとき

エ その他不正な行為があったと市が認めたとき

市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

場合によっては、法人等及び参加グループの主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

6 指定管理者の指定

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に関する市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。ただし、市議会の議決が得られない場合は指定管理者となれません。

なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しません。

7 協定の締結

指定管理者の指定後に、施設の管理運営業務に関する包括的な事項を定める基本協定及び各年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定める年度協定を締結します。

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとなります。

なお、指定管理者として指定された法人等及び参加グループが、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。その場合、市は一切の損害賠償責任を負いませんが、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとします。

第5 その他の事項

1 申請書類等の取扱い

著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が、指定管理者の募集について公表するとき又はその他必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法や維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

申請書類の作成

申請書類の作成に当たっては、要求水準書に記載されている内容を遵守してください。

2 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

3 納税義務

指定管理者は、法人税、消費税、法人住民税、法人事業税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認してください。

4 申請書提出後の辞退

指定管理者指定申請書の提出後に申請を辞退する場合には、平成23年9月20日（火）までに指定管理者指定申請辞退届（様式4）を提出してください。

5 問合せ先及び申請書提出先

担当部署： 徳島市経済部経済政策課

所在地： 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話番号： 088-621-5225

FAX 番号： 088-621-5196

メールアドレス： keizai_seisaku@city.tokushima.lg.jp

担当者名： 安田